

太田川水防災タイムラインの試行運用について(令和元年の出水に備えて)

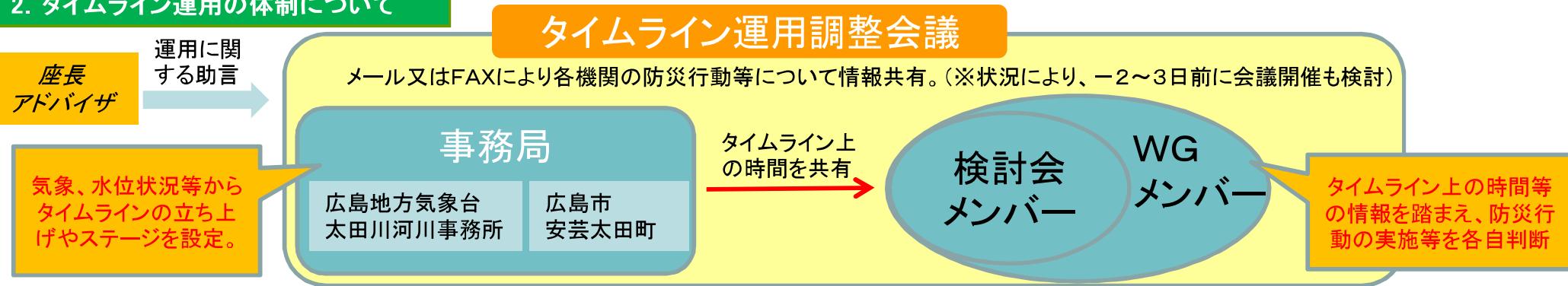
1. タイムラインの適用について

台風等の発生を確認後、広島地方気象台と太田川河川事務所で、TLの適用について協議、案の作成(適用の有無等)。

TLの適用について、座長、検討会事務局(気象台、太田川、広島市、安芸太田町)で適用について判断。

TLの適用について、事務局から、関係機関へ連絡。
タイムラインの運用を開始。

2. タイムライン運用の体制について



3. タイムライン運用調整会議の情報共有内容について

項目	情報共有の内容	提供者
台風情報、気象情報、河川の状況	過去の災害と比較し、接近中の台風の危険性について情報提供。	広島地方気象台
	過去の災害での河川状況、水位予測などについて情報提供。	太田川河川事務所
タイムライン試行版の時間管理	台風情報、気象情報、河川の状況を踏まえ、タイムライン試行版を運用する際の時刻(-Th)を設定し、各機関へ情報共有。	事務局
防災対応行動の実施状況の共有	タイムライン試行版に記載のある防災対応行動の実施状況(今後の予定と実施結果)について情報共有。	各機関

4. 各機関の防災行動の共有について

- タイムライン試行版に記載のある防災対応行動の実施状況(今後の予定と実施結果)を**メール又はFAX**でタイムライン運用調整会議メンバーへ情報共有。
- 新たな対応等がない場合でも、タイムライン運用開始後は**最低一日一回情報共有**。(特に対応がなかったことも重要な情報。)
→後日、情報共有された対応状況を整理し、太田川水防災タイムライン試行版の運用ふりかえり等で議論。